

平成 26 年 2 月 17 日（月）

於・特許庁庁舎 9 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 6 回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 26 年 2 月 17 日（月） 13：00～14：00
2. 場 所： 特許庁 9 階 庁議室
3. 出席委員： 相澤委員長、蘆立委員、飯田委員、市毛委員、井上委員、河野委員、小島委員、櫻井委員、高倉委員、中澤氏（長澤委員代理）、野坂委員、古谷委員、南委員、八木委員
4. 議 題： 開会
弁理士制度小委員会報告書（案）について
閉会

・ 開 会

○事務局 定刻でございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第6回弁理士制度小委員会を開催いたします。本日は御多忙の中、またお足元の悪い中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

○事務局 本日の出欠でございますが、野間口分科会長が所用のため御欠席でございます。また、長澤委員の代理として中澤俊彦キヤノン株式会社理事知的財産法務本部副本部長に御出席いただいております。野坂委員は所用のため少し遅れるという連絡をいただいております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○相澤委員長 それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は、弁理士制度小委員会報告書（案）についてでございます。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の配付資料の御確認をさせていただきます。本日の配付資料は、座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1として産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書（案）に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方。続きまして、資料2として、それを踏まえました弁理士制度小委員会報告書（案）の2点でございます。また、席上には前回の議事要旨を配付させていただいております。こちらはホームページに掲載済みでございます。

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

もう一点お願いがございます。御発言をなさる際は、マイクを近づけて御発言をいただきますようお願いいたします。スイッチボタンはございませんので、そのまま御発言可能でございます。

事務局からは以上でございます。

・ 弁理士制度小委員会報告書（案）について

○相澤委員長 それでは、議題に入りたいと思います。弁理士制度小委員会報告書（案）は、12月27日から1月25日までの30日間、電子政府の総合窓口e-Gov、経済産業省及び特許庁のホームページに掲載し、広く国民の皆様から御意見を賜りました。パブリック・

コメントを通じて提出された御意見の概要、そして御意見に対する考え方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1を御覧ください。1. 意見募集の実施方法ですが、今、委員長からお話があったとおりです。2. 意見募集の結果。意見提出件数は全部で15件でした。内訳は団体から5件、個人から10件となっております。

合計15の団体、個人から出された意見は、一部重複しているものもあり、それらをまとめてこちらに整理してあります。1から2、3と番号が振ってありまして、全部で63件の意見がありました。これを審議会報告書の順番に並べて整理してあります。

それでは、「第1章 イノベーションを支えるための業務基盤等の整備」、「I. 弁理士の社会的使命の明確化」を御覧ください。1、2、3と3つ意見をいただいておりますが、これらは本報告書の内容を支持するものと理解しております。ただ、使命条項の書きぶりといえますか、規定ぶりについてそれぞれ意見が異なっております。

1は、終わりの2行ですが、「将来にわたって弁理士が日本の経済発展、特に知的財産の側面から十分な貢献をするものとなるよう、法文を起草していただきたい」。2は、下3行ですが、「弁理士が知的財産の専門家として、知的財産の創造、保護及び活用を支援して豊かな国家を形成することに将来に亘って貢献するという観点から、弁理士の使命条項を規定すべきである」。3は、2行目からですが、「産業財産権の対象である発明等を見出して適切に光を当てた明細書を作成し、特許庁への出願及びそこでの審査において出願人を代理し、登録により発明等への有効・適切な保護がなされるよう出願人をサポートする業務こそ、弁理士ならではのサービスである」と考える」。このように、幾つか意見をいただいておりますので、御意見に対する考え方にあるとおり、「具体的な使命規定の表現については、他士業の例を参照しつつ法律に定められた業務を的確に遂行し得るように案を得るべく、引き続き検討してまいります」とまとめてあります。

2ページ、4は使命に関する御意見です。第2段落にあるとおり、『従って、弁理士法に「弁理士が知財を担う中核的存在」と明記することは、一般国民や事業者に誤認を与えることになりかねない』という御意見です。これは、報告書の方向性ではなく、委員の意見を紹介した箇所に対するものですので、報告書の記載ぶり等について修正等は加えておりません。

「II. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和」については、5は「結論を評価し、これに賛成する」という御意見です。本報告書（案）の内容を支持するものと理解しております。

す。

「Ⅲ. 大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について）」については、6は「結論に賛成する」。7は「必要な手当てを行った上で法律上の利益相反規定を緩和することに異議はない」という御意見です。どちらも本報告書の内容を支持するものと理解しております。ただ、7については、下から4行目ですが、「法律上の制約の緩和のための前提となる必要な手当てとしては、大規模特許事務所、すなわち複数弁理士からなる共同事務所及び特許業務法人において利益相反をどのように考えるのかというルールを日本弁理士会が明確化することを求めるべきと思料する」という御意見をいただいておりますので、これも参考に日本弁理士会におかれましては自主ルールを設定していただきたいと考えております。

「Ⅳ. 秘匿特権に関する取組の推進」については、8は、2行目ですが『「WIPOやB+の枠組みにおける国際交渉を加速すべく、政府として積極的に取り組むことが期待される」と述べられている。この政府の取組に大いに期待する』という御意見です。これは本報告書の内容を支持するものと理解しております。

9は「秘匿特権に関する明文規定があれば、少なくとも弁理士との交信文書に秘匿特権が成立するか否かの立証の手間は、軽減される可能性がある」という御意見です。これについては、「WIPOやB+の枠組みにおける国際交渉等の取組を推進し、その結果、我が国において何らかの措置が必要であるかどうかを見極めつつ、必要な場合に速やかに対応していく」ということを考えております。

10は「弁理士との交信文書の秘匿特権は、民事訴訟に特有の問題であり、刑事手続や独禁法捜査とは関係がなく、また弁護士との交信文書とも関係がない」ということで具体的な修文の御意見をいただいておりますが、ここも先ほどと同様、御指摘の箇所は委員の意見を紹介したものですので、報告書については原案のとおりとさせていただこうと考えております。

11は「リバステグミン事件において、多数国の弁理士との交信文書についての秘匿特権が争われ、日本はNOとされた。この判決は、日本弁理士に秘匿特権を認めたEisai事件と同じ裁判所でその直後に出ており、日本弁理士との交信文書の秘匿特権の不安定さを裏づける。明文規定の欠如が原因と解される」という御意見です。リバステグミン事件の判決は、たしかにエーザイ事件の後に出ておりますが、このエーザイ事件の判決を引用しております。脚注15では、「日本法は日本の patent agent “弁理士” に職業的秘秘の開示に

対する秘匿特権を明確に与えている」と述べられており、裁判所の立場は一貫していると考えられます。

この判決が肯定した Magistrate Judge の決定においては、日本の patent law firm との交信について確かに秘匿特権が認められないということが示されておりますが、これは交信者が弁理士と認定されていないことが原因であって、本決定も日本の弁理士との秘匿特権を否定したものではないと理解しております。以上を踏まえて、原案のとおりとさせていただきますと考えております。

12 も同じように秘匿特権に関するものです。7 行目にありますとおり、ここでは特許法 105 条の話に触れられております。ウ. のところを見ていただきたいのですが、『かくて、弁理士法に「秘匿特権」の明文を入れることは、民訴法には全く矛盾するところがない。(しかも、特許法第 105 条にも別段矛盾するものではない。)]「エ. 日本弁理士との交信文書の秘匿特権は、リバスチグミン事件の如く、不安定な状態におかれている」という御意見です。こちらについても先ほど申し上げたとおりと理解していただければと思います。したがって、報告書については原案のとおりとさせていただきますと考えております。

次が「V. 非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保」についてです。13 は『「特許庁において（中略）、運用の見直しによって同条違反の蓋然性が高い行為を減少させていくことが適切である」、との結論を評価し、この運用が非弁理士による弁理士法第 75 条違反の高い抑止力となるよう、実効性確保に向けた特許庁の取組に期待したい。もし、期待通りの効果が得られない場合には、更なる改善をお願いしたい』。14 は 2 行目の最後からですが、「新しい運用に期待するが、運用の見直しによっても非弁行為取締りの実効性が乏しければ、改めて、報酬要件の廃止、あるいは報酬を得ていることの推定規定の制定などを検討すべきである」という御意見です。

これらについては、まず運用をしっかりとやるということで、本報告書の内容を支持するものと理解しております。

15 は「報酬要件の撤廃議論については、謙抑性の観点からも慎重な対応が求められる」という御意見です。これも本報告書の内容を支持するものと理解しております。また、「仮に報酬要件を撤廃するのであれば、他士業の独占業務規定及び罰則規定においても同様に措置し、全て統一すべきである」という御意見もいただいておりますが、この点について、報酬要件撤廃については、それぞれの資格の業務の性質等に応じて、個々に検討していくものであらうと考えております。

「第2章 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供」についてです。「I. 弁理士業務の充実」。まず、＜発明発掘等の相談＞になります。16は「報告書（案）において、特許等の出願以前の段階における相談業務を規定する方向性を打ち出したことは、」3行置いて、「評価できる」という御意見です。これは本報告書の内容を支持するものと理解しております。

17は「発明発掘等の相談業務を弁理士の標榜業務として規定するのであれば、その相談の範囲を明確に限定して、行政書士の契約書作成業務に抵触しないようにすべきである」という御意見です。具体的な業務の規定ぶりについては、御意見を踏まえ、ユーザーニーズや他士業との関係に留意しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

＜知的財産全般の相談＞については、18は、2行目に『「知的財産基本法上の知的財産に係る相談」を、弁理士の標榜業務として弁理士法に明記すべきである』という御意見です。これについては、弁理士が応じることができる相談の範囲について、他士業の例も参照しながら明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の士業とも適切に連携する体制を整える等の具体的な環境整備について、引き続き検討してまいりたいと考えております。19は、最初の段落のところの3行目ですが、「仮に発明発掘等の相談業務の明確化として規定する場合であっても、弁理士の標榜業務とするのが適切である」という御意見です。また、3つ目の段落のところですが、『したがって、ユーザーの権利・利益を適切に保護することができる「知的財産に係るワンストップサービス」を実現するためには、弁護士、弁理士及びその他の専門家がそれぞれの知識経験を活かして協働することができる体制を整えることが不可欠である』という御意見です。この2つについても、本報告書の内容を支持するものと理解できると考えております。

「2. 特定不正競争について」については、20は、(1)と(2)2つありますが、これらを「特定不正競争に加えることが望ましい」という御意見です。

逆に、21は、下から3行目ですが、「アンケートでは、既に、法改正を正当化するユーザーのニーズは存在しないとの結果が出ているのであって、その結果を素直に受け止めるべきである」という御意見です。今般の見直しですけれども、アンケート等によりユーザーのニーズを把握した上で行っております。特定不正競争の拡大については、現時点において、ユーザーのニーズが十分に確認できなかったと考えております。ただ、知的財産をめぐる状況の変化等に応じて、今後、具体的条項ごとにユーザーのニーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていくことが適切であると考えております。

ここまで分類できなかったものとして、「3. その他」を2つ挙げております。まず、22 は、単独の訴訟代理権を認めるべきであるという御意見です。これについては、ユーザーのニーズを注視しつつ、弁理士の訴訟能力の担保のあり方を含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

23 は、弁理士が特許侵害の監視業務をもっと支援すべきであるという御意見です。これについては、適切な弁理士制度及びその運用に係る今後の検討の参考にしたいと考えております。

「Ⅱ. 小規模特許事務所の在り方（一人法人制度等について）」については、24 は2行目、「小規模事務所における事業承継ルール等を整備が進み、ユーザーの利便性向上に対する体制が整備された暁には、前向きな検討が行われることを望む」という御意見です。これは本報告書の内容を支持するものと理解しております。

「Ⅲ. 弁理士に対するアクセスの改善」については、25 は第1段落、第2段落、第3段落、それぞれ「一層の協力を行っていく」、「使命条項の創設に伴う義務として受け止めてしっかりと取組む」、「更なる情報交換の充実にも努める」という御意見です。全て本報告書の内容を支持するものと理解しております。

26 は逆に、2行目「研修の義務化かつ受講記録の公表化により、業務より研修が優先されることとなり、クライアントにとって弊害があるのではないか」という御意見です。これについては、平成19年の弁理士法改正によって、依頼者がその依頼内容に適した弁理士を選択できるようにということで設置されたということを御理解いただきたいと考えております。

「第3章 グローバルな強さに貢献するための資質の向上」については、まず試験の話になります。＜試験制度全般＞について、27 は『「試験の充実」にも「グローバルな強さに貢献するための資質の向上」のための担保が、貫かれるべきである』という御意見です。今回の見直しはそれを踏まえてのものだということをこちらに書いております。

次が＜短答式筆記試験（問題数）＞です。28 は「合格基準の設定や出題数の増加等の試験運用の詳細について、工業所有権審議会において検討するということに賛成する」という御意見です。報告書の内容を支持するものと理解しております。

29 からが＜短答式筆記試験（科目別合格基準の導入）＞についてです。29 は反対する意見、30 は賛成する意見です。29 については、特定の科目に偏ることなく、弁理士にとって必要な基礎知識を備えているか否かを確認する手段として、科目別合格基準を導入するこ

とが適切と考えております。

次が、〈合格基準（合格者数）〉についてです。31、32 は若い人の参入を促す、あるいはニーズに対して弁理士の数が増え過ぎているということで、合格者を絞ったらいという御意見です。これについては、弁理士試験は弁理士となろうとする者に対し必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するというものであって、あらかじめ合格者数を定めて実施するものではないということをここに書いております。

33 も同様の意見なのですが、方向性が逆で、もっと増やしたほうがいいのかという御意見です。しかし、試験の性質というものは合格者数をあらかじめ定めるものではないという点については、先ほどと同じと考えております。

〈合格基準（点数）〉については、34 の前段で「合格基準の設定や出題数の増加等の試験運用の詳細について、工業所有権審議会において検討するということに賛成する」と、後段で、「問題のパターンを単なる条文の知識型だけでなく旧司法試験や司法書士試験等を参考に再考すべきである」という御意見をいただいております。これにつきましては、弁理士試験において、短答式筆記試験というのは、弁理士活動を行うに足り、必要な基礎的知識を有するか否かを判定し、かつ論文式筆記試験及び口述試験を適正に行うという視点から許容できる最大限度の受験者を選別するために行われているということをここにまとめてあります。

〈論文式筆記試験必須科目（問題数）〉については、35 は問題数を増やすべきという御意見です。これにつきましては、試験実施主体である工業所有権審議会において検討してまいりたいと考えております。

〈論文式筆記試験必須科目（条約）〉については、36 はあえて条約という試験科目を設ける必要はないという御意見です。37 は第3段落のところ、『報告書（案）において論文式筆記試験必須科目に関して、「工業所有権審議会において検討する」と述べられていることを評価するが、条約に関する出題の仕方や試験時間等についても併せて検討されることをお願いしたい』という御意見です。これにつきましても、試験の問題数その他試験運用の詳細を、試験実施主体である工業所有権審議会で検討していくということにしております。

38 は最終段落ですが、「工業所有権審議会の審議にあたっては、試験の必須科目という弁理士試験制度の根幹にかかる事項は、公開の場で納得の行く十分な議論が尽くされることを希望する」という御意見です。これについては、なお書きにありますとおりで、工業所有権審議会は、弁理士法の規定に基づき、弁理士試験の問題作成あるいは試験結果に基づ

く制度運用のあり方というものを検討するところですので、機密を保持する必要があることから、会議、議事録を非公開とさせていただきます。

＜論文式筆記試験選択科目（選択問題の集約）＞については、39 は反対の御意見です。これについては受験者に与える影響も考慮しつつ、今後、試験実施主体である工業所有権審議会において、弁理士の業務内容に即した適切な見直しを検討していきたいと考えております。

40 からは＜口述試験＞になります。最後の2行にあるとおり、「解決すべき課題は多いが、引き続き試験運用の改善を図り、将来に亘っても口述試験を維持していただくことを願いたい」という御意見です。報告書の内容を支持するものと理解しております。

41 は「口述試験は試験日程の関係で、試験問題・試験委員が異なり、口述受験生全員に対し統一した試験を実施することができない。また、試験委員の恣意的感情が入り込むことが必然で、合否判定を詳細にかつ明確なものにするのは不可能であるということから、口述試験を廃止すべきだ」という御意見です。これにつきましては、平成25年度から運用の見直しを行っておりますので、まずはその効果を見きわめることが適切であると考えております。

42 からは＜短答式筆記試験における免除制度の廃止＞についてで、42 と 43 は廃止すべきという御意見です。これらについては、短答式のメリットというものは全ての人に等しく享受できるものであるということと、制度自体は平成19年の改正で入れたもので、間もないことから、制度が所期の効果を上げているか否かということはまだ見きわめる段階にあるということで、引き続き検討していくこととしております。

44 からは、＜大学院修了者等に対する免除制度の廃止＞についてです。44、45、46 が知財専門職大学院等の話で、47 が理科系の大学院等を出た者の話になるのですが、全て免除制度を廃止すべきではないかという御意見です。これらについても、回答のところにあり、「若く有為な人材の参入を促すという意味で、知財専門職大学院等を修了した者に対する免除制度は有意義ではないか」。あるいは「論文式選択科目というのは、特定の専門分野に関する論理構成力についての素養を確認するためのものであるもので、修士・博士号を持っている人、専門職大学院を修了している人、他の資格を保有している人について、弁理士試験で再確認する必要はないのではない。よって、免除することが適当ではないか」と考えております。

＜免除制度全般＞については、48 は第3段落「将来に向けて、過去に設けた免除制度の

廃止も含めた、抜本的な見直しが必要であることを付言し、今回の報告書（案）の結論に賛成する」。49は「存続させるべき」という御意見です。いずれも本報告書の内容を支持するものと理解しております。

50は、最後の行にあるとおり、全ての科目に単年度で合格することを求めるということで、免除制度を廃止すべきではないかという御意見です。これについては、先ほど申し上げたとおり、制度導入後間もないことから、今は所期の効果を上げているかどうかについて、見きわめていく必要があると考えております。

<外国文献及び外国法令試験の導入>については、51は外国語読解力を試験科目に導入すべきである。52は外国法令を試験に導入すべきであるという御意見です。51については、最後の2行にあるとおり、外国語能力は個々の自己研さんにより習得すべき。52については、必要な外国法令は個々の弁理士によって異なるということもあって、引き続き研修を受講することによって担保することが適切と考えております。53は本報告書の内容を支持する御意見と理解できると考えております。

<受験資格>については、54は、最後の2行にあるとおり、「技術系の学位又は研究開発か知財の実務経験を有することを受験要件とすべきである」という御意見です。これについては学生等に対する参入障壁となるということから、必要性については、今行われております実務修習の効果やユーザーのニーズ等も踏まえて慎重に検討することが必要であると考えております。

<実務試験>については、55は「明細書作成能力等を試験科目で問うべきではないか」という御意見です。これについては、実務修習において実務能力の担保を図ると整理しておりますので、今の運用をしっかりとっていくことが大切だと考えております。

「Ⅱ. 実践的な研修を含めた研修の多様化」については、「結論を評価し、これに賛成する」という御意見です。本報告書の内容を支持するものと理解しております。

ここから先にどこにも分類できないと思われる意見をまとめてあります。57は「特許出願業務については弁護士に代理権限を与える必要がない」という御意見です。これについては、技術的なバックグラウンドを有する弁護士もいるということもありますので、一律に弁護士だから代理権を制限するという事は適切ではないと考えております。

58は、制度が所期の目的を達成できているかどうか、目標の基準を設けるべきではないかという御意見です。このような指標も参考に弁理士法の施行状況について注視し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

59 は、企業内の弁理士について、弁理士会の加入を任意にするか会費の免除を導入してほしいという御意見です。まず加入を任意にするという点については、回答の最初の段落にあるとおり、日本弁理士会は、会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うという自治的団体であって、高い公共性を持つ弁理士の業務等について、行政にかわって、相互に監督・監視を行うために強制的に設立させたものであり、強制加入制度は維持すべきであると考えております。一方、企業内弁理士が既に2割を超えるという現状において、それをどう扱うかということについては、日本弁理士会における自治のあり方として、同会に委ねられるものと考えています。

60 は、報告書の書きぶりについて指摘をするものです。弁理士法第72条は、「取り消すことができる」のではなくて「命ずることができる」と規定しているのだから、報告書の書きぶりは適切ではないという指摘です。しかし、該当箇所の記載は、法令または弁理士会の会則に違反し、その他公益を害する総会決議について、再度総会にて決議の取り消しについて議論するまでもなく、可能な限り早期に取り消されるべきものであるという趣旨を示したものにすぎないので、原案のとおりとしたいと考えております。

61 は、資料の20ページのところに、中小企業数とその特許出願件数を表すグラフを載せておるのですが、発明の主体は人であって企業ではないので、「中小企業数の全企業数に対する割合」と「中小企業の出願数の全出願数に対する割合」を比較しても余り意味がないのではないかという御指摘です。このグラフについては、中小企業の知的財産活動が低調であるということを示すデータとして使用しております。

62 は、「おわりに」のところに文言を追加してほしいという指摘を受けておりまして、ここは対応しておりますので、後で説明します。

63 は、弁理士の業務範囲の拡大や、弁理士資格を取得しやすく試験を緩和するよりも、弁理士の本質業務での弁理士の業務品質が向上するような制度設計を心がけてもらいたいという御意見です。実務能力については、実務実習・継続研修を通じて担保するとともに、弁理士の資質の向上に資するよう、研修制度の運用改善等を引き続き検討してまいりたいと考えております。63件の意見は以上のとおりになります。

以上のパブリック・コメントを受けまして、先ほど申し上げたとおり、1カ所だけ報告書（案）の修正をしております。それは資料2の報告書（案）を見ていただきたいのですが、59ページの「おわりに」の4つ目の段落、「また、今般の検討では」というところから始まる段落の3行目、「日本弁理士会には、例えば研修制度による弁理士の実務能力の向

上、」という後に「中小・ベンチャー企業に対する特許料の減免制度等の各種支援策の明確な説明」という文章を追加しました。報告書の修正はこの1点のみです。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

パブリック・コメントを通じまして多数の御意見をいただきました。弁理士制度の見直しに関して、皆様の関心の高さがうかがえるかと存じます。

ただいま事務局から説明があったとおり、パブリック・コメントの結果、報告書（案）について修正が1点ございましたが、それ以外の修正はございません。これを受けまして、報告書を取りまとめるべく御議論をいただきたいと思います。資料1及び資料2のそれぞれについて、御自由に御意見をお願いしたいと思います。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 前回、第5回の小委員会の際に、野坂委員より、議事要旨の1ページ中ほどにも記載してございますが、弁理士会の取組のフォローアップの仕方について御質問をいただき、そこについて回答が不十分だったと思われまので、追加させていただきます。

既に着々と進めておりますが、引き続き特許庁さんと相談しながら当会のウェブサイト等で公表してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。野坂委員、何かコメントございますか。

○野坂委員 結構でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。何か御意見ございますか。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 今回議論を重ねましたこの小委員会で、非常に有益だったことは、ユーザーの方々、そして知財を取り巻く関係者の方々が、知財立国のさらなる推進といった共通の目的意識を持って議論され、特に地方の中小企業に代表されるように、いまだ知的財産に関する十分なサービスが行き渡っていないというユーザー層にも専門家のサービスを、それぞれの専門家の能力、知識、経験を生かして適宜的確に提供するということを御検討いただいて、そのために弁理士と弁護士をはじめとする各士業の連携が非常に重要だということ、私ども日弁連もそのように申し上げました。ここが確認されたということは非常に意義があったと考えております。

そこで確認なのですが、当報告書において弁理士の使命を法律上規定するということ、

私も賛成いたしました。具体的な規定ぶりとして、例えば他士業の例、税理士法などを参照して、知的財産に関する専門家としてといったような案を得た場合であったとしても、それは弁理士が知的財産の唯一の専門家という趣旨ではないということ、また弁理士の業務範囲を定めるものでもないという理解でよろしいでしょうか。これは質問でございます。

もう一点、そもそも使命条項の創設によって弁理士法上の弁理士の業務範囲の規定、解釈、運用に影響を及ぼすことはないという理解でよろしいでしょうか。

○相澤委員長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 市毛委員のおっしゃったとおりで結構でございます。

○市毛委員 さらにもう一点確認させていただきたいと思いますが、今後、弁理士と弁護士等の他士業が連携をますます進める前提としての確認でございますが、報告書の40ページの下から3行目、「弁理士が応じることができる相談の範囲を明確化しつつ」とありますけれども、この相談の範囲を明確化するという意味は、現状でも弁理士が行うことができる相談が前提であって、今以上に弁理士が受けられる相談の範囲を拡大するものではないという理解でよろしいでしょうか。

○相澤委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○市毛委員 ありがとうございます。今のことを前提に、ぜひ弁理士会と弁護士会の、日弁連との連携の具体的なあり方、そしてワンストップサービスのあり方について、より具体的に協議を進めて、さらにユーザーの御意見も取り入れた上でより実効的な方法を構築していきたいと考えております。

また、地方の中小企業などは、なかなか声が届きにくいという点がございますので、ぜひ行政の側もできる限りの御協力をお願いしたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 パブコメの58の後段で、「若い受験者は合格しても登録しないという懸念がある」という指摘がございます。実態はどうなのか。もしそうであるならば、せっかくこのようにいろんな形で試験の問題のあり方について議論をして、若い人たちに弁理士として活躍してほしいという目標があるにもかかわらず、せっかく合格しても登録しないということであれば大変残念だと思います。この背景として何が考えられるのか。また、弁理士が非常に魅力的な職業ということであればこういう事態はないと思います。この問題に

ついて特許庁と弁理士会からぜひ伺いたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。事務局、これについて何かありますでしょうか。

○事務局 弁理士試験の施行状況、若い方たちの登録状況等について分析しつつ、その対応を考えていきたいと考えております。

○相澤委員長 弁理士会から何かコメントありますでしょうか。

○古谷委員 ただいまの御質問の趣旨を踏まえて答えるならば、弁理士制度がやや変質してきて魅力が薄れているのかなと思います。かつては難しい試験、しかし資格を取れば十分な、十二分な職がはぐくまれるというような意識があったと思うのですが、競争原理を働かせた結果、必ずしもそのような状況になっていないということが言えるのではないかと考えております。この辺については、私どもも弁理士の存在価値を高めるというミッションのもとでしっかりと弁理士の資質の底上げをしていくということをやっておるところであります。

○相澤委員長 事務局、何か補足ありますでしょうか。

○事務局 若い受験者は合格しても登録しないという懸念というのは確かにあるのですが、それが実態としてどうなのかということについて、私ども、恥ずかしながらまだ整理がついておりません。それも含めましてきちんと検討したいと思います。ありがとうございます。

○相澤委員長 中澤さん、どうぞ。

○長澤委員代理（中澤様） 長澤の代理で来ています中澤です。

キヤノンでは35、36人ほどの有資格者がおります。ただ、この中で実際に弁理士登録をしているのはそのうちの約半分ぐらいです。それはうちの会社が費用を負担するとなると、弁理士としての業務をやっていただくということになります。それこそ面接審査に参加するだとか、そういうことがしっかりできる人たちをそういう業務に当てていくということでございまして、全員分を負担するのは、登録料が高いこともありましてなかなかできないという現状もありますということを御理解いただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。野坂委員のご指摘された、受験者あるいは合格者に若い人が減っているというのは弁理士制度にとって大きな問題です。事務局におかれましては、その原因を十分に検討して、今後の検討をしていただきたいと思います。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 パブコメでもございましたが、試験制度の見直しに関して、平成19年度の見

直しの成果を確認する必要がある、今回は具体的な見直しは見送るというようなことだったかと思うのですが、免除制度の継続なども含めて、いろいろ課題はあぶり出されてきているように思います。

現実に弁理士試験に合格した方がどういう業態で仕事をなさるかということも含めて、実態を調査した上で、弁理士試験の制度の改正をこれから進めていくことになると思います。実際に、いつごろから検討を始めるのか見通しをお聞かせいただければと思います。

○相澤委員長 事務局、お願いします。

○事務局 今般の法律以外の運用変更で対応できる部分につきましては、次年度試験から、それ以外の免除制度などの平成 19 年法の改正の部分につきましては、次の見直しまでの間に検討していきたいと思っております。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 私、中小企業の代表といたしまして、支援ということで報告書に反映させていただきまして、非常にありがたく思っております。

しかし、1つ私が中小企業で一委員として参加させていただいて、まだ実際知っていたきたい現状として、中小企業と知的財産の位置づけと金融機関の現状というのがございます。金融機関にとって土地や建物は財産、資産として見ていただいて評価されます。しかし実際、私たちの知的財産につきましては一切評価していただけないのが現状でございます。

特に金融機関に例を挙げますと、知的財産の評価、大変難しいということは重々存じ上げておりますけれども、例えば日本政策金融公庫の中小企業、旧中小企業金融公庫とか商工組合中央金庫などの関係機関でさえ、知的財産は財産としての評価は全くされていない。しかも、中小企業の支援策としての融資制度も全くないということで、また一つ例を挙げさせていただきますと、知的財産を重視して特許は大体 1 件から 3 件ぐらい、意匠も 2 件から 3 件、商標も 5 件から 6 件、商標と意匠については自社で出しております、そういうことをしている当社の場合ですと、申請費、審査請求、登録料、各知的財産の年間維持費や弁理士の顧問料というのは年間数百万円、それを 5 年という、相当な額にのぼります。知的財産に取り組んでいまして、全く取り組んでいない当社と同等程度の会社がそれだけの内部留保と利益が出せて、そちらのほうがかなりいい評価が出てしまっているという現実があります。取組会社の経営環境が大変厳しい時代に、より余分な経費をかけて

みたいな感じで、知的財産に取り組む必要性を感じていないとしか私たちは思えません。このことは知的財産に取り組む中小企業にとってすごく大きなリスク要因になっているということで、ある意味ではこれは賭けに近いところがあるのです。

それがすごくリスクになっておりまして、多数ある中小企業と称する業界にとっても、いろいろと違うことはあると思うのですけれども、知的財産に取り組んでいる会社が所有している知的財産を評価していただき、より根本からの中小企業支援という形からすると、金融機関がそういう評価をしていただく取組さえあれば、もっと日本の中小企業の知的財産に対する認識の底上げと活性化及び日本の大きな競争力につながると考えていますので、そういうことも理解していただければと思います。また、弁理士さんの方々も中小企業というのはそういうポジションなのだ、すごいリスクがあることだということもほとんどの方が多分わかっていただけていないと思うので、そういう現状があるということをごここでお話しさせていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。当委員会の権限を越える部分もごさいますが、お話しいただきました内容については、本日は、羽藤長官もいらっしゃいますので、十分に御理解いただいていると思います。

御意見を伺ったということで、櫻井委員、よろしいですか。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○相澤委員長 いかがでしょうか。御意見がないようであれば、本日修文して提出した報告書（案）につきまして、各委員からさらに報告書（案）を修文せよという御意見はございませんでしたので、本小委員会として報告書の取りまとめ及びパブリック・コメントを通じていただいた御意見に対する考え方については、御了解を得られたものと考えてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 なお、報告書等の公表に当たっての技術的修正等が発生した場合等につきましては、委員長である私に御一任いただければと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。それでは、本小委員会として報告書の御了解をいただいたものと認めます。

以上をもちまして、報告書の取りまとめに関する議論を終了いたします。委員の皆様

おかれましては、弁理士制度のあり方についてこれまで熱心に御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日御了解いただきました報告書につきましては、本小委員会の上位機関である産業構造審議会知的財産分科会が来週 24 日に開催されますので、その場において報告される予定でございます。また、分科会です承された後、プレスリリースを行う予定と伺っております。

○相澤委員長 古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 弁理士制度の見直しで御審議いただいた事項、制度の全般に及びましたが、なかでも国内外の情勢を踏まえ、企業とりわけ中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると、この報告書で結んでいただきました。私どもの弁理士制度は、今年の 7 月 1 日で 115 年を迎えます。弁理士法に悲願でありました使命条項が入り、知的財産の専門家の一人として位置づけられ、新たな歴史の 1 ページを刻めることに深い喜びと責任の重さを痛感いたしております。本日はここにお見えではありませんが、知的財産分科会長の野間口様、小委員長の相澤先生、ここにおられる各委員の先生方、羽藤特許庁長官をはじめとする御関係いただいた特許庁の方々に対し、日本弁理士会の会長として改めて深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○相澤委員長 どうもありがとうございました。

○相澤委員長 それでは最後に、羽藤特許庁長官から御挨拶をいただきたいと思います。

○羽藤長官 報告書が取りまとめられるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。昨年の秋以来、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中をお集まりいただきまして、また積極的にこの弁理士制度の見直しについて御議論いただきましたことを、まず厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

また、今日は御欠席でございますが、野間口分科会長をはじめ、この場を運営いただきました相澤先生に心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日も御紹介を差し上げましたが、パブリック・コメントに寄せられた御意見からは、非常に強く弁理士の皆様に対する熱い期待が伺えたと思います。すなわち、中小企業や個人、大学に対する裾野の広がりについてどう対応していただくのか。また、グローバルな企業活動が展開し、市場が構造的に変化していく中で、どのような形で国際性を持ってより資質を高めていただくのか。こういうことが非常に強く伺えたと思っております。もちろん、

こうしたことにつきましては、本委員会に古谷会長、小島副会長に委員として御参加いただいておりますので、個々の弁理士の方々の自己研さん、そして専門資格士職業団体である日本弁理士会の積極的な自己規律の向上、強化ということ、この報告書だけではなく、小委員会のこの議論全体を踏まえて、言葉から行動へということで、ぜひ具体的な取組を加速化していただきたい、そのように切に願うものでございます。

また、もちろんそのための制度環境を整えるということにつきましては、これは特許庁の私どもの重大な責務であると心得ておりますので、法律にかかわる事項につきましては、早速これを国会で御審議いただけるように準備を進めてまいるとともに、運用に関することにつきましては、先ほども試験制度についての御指摘がございましたが、早速所要の点を具体化してまいりたいと考えております。

また、勝手ながら、この知財立国に向けた人的基盤という観点に鑑みますと、このことは弁理士の皆様方に頑張ってもらっていただくことはもちろんではございますが、市毛委員から御指摘がございましたように、弁護士の先生方を初めとして、各関係の方々あるいは関係機関の方々の御理解と御協力を得て、一層緊密な連携を図っていただくということが非常に重要なことだろうと思っております。

経済産業省をはじめ、関係省庁にも働きかけながら、こういった連携が具体的に前進を図れるようにフォローしてまいりたいと思っておりますし、また本日はお集まりの皆様をはじめとして、ぜひこうした連携についてのサポートをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、中小企業につきましては、今御指摘がございました。非常に重要な課題であると思っております。出願件数はここ近年我が国においては減少傾向にありますが、2012年の中小企業の出願件数は若干ではありますが前年度を上回ったという兆しがございます。こういった兆しをぜひ、裾野の広がりの中で活かしていただけるように、先ほど金融機関の話もございましたけれども、私どもとしてできる限りの働きかけをしながら、また私ども自身も知財総合支援窓口などの活動をしっかりと展開してまいりたいと思っております。

重ねて、このお時間をいただきながら御審議に御協力をいただきましたことを、心から御礼を申し上げますとともに、今後とも弁理士制度をはじめとする特許行政について、皆様の御理解、御協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございました。それでは、産業構造審議会知的財産分科会第6回弁理士制度小委員会を閉会いたします。皆様、長い間御審議に御協力いただき、ありが

ありがとうございました。

・ 閉 会

以上

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁総務部秘書課弁理士室

TEL : 03-3581-1101 内線 2111

FAX : 03-3592-5222

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)